

滋賀県衛生科学センターだより

No. 3

2007年3月1日

編集発行 滋賀県衛生科学センター

〒520-0834 大津市御殿浜 13-45

Tel 077-537-3050 Fax 077-537-5548

e-mail: ef45@pref.shiga.lg.jp

HP: <http://www.pref.shiga.jp/e/ef45/>

試験検査の信頼性を確保するために

衛生科学センターでは、衛生行政をサポートするために微生物学的および理化学的試験検査を行っています。

私たちが提供した結果に基づいて、様々な行政的対応が取られています。試験検査の結果は、社会に重大な影響を与えることから、信頼性の高いものでなくてはなりません。この信頼性を確保するため、食品衛生の試験に関して、GLP（Good Laboratory Practice：優良試験所規範、試験検査適正基準）という制度が、食品衛生法で当所のような食品衛生検査施設に課せられています。



LC/MSによる食品の分析

この制度に基づいてどのようにして信頼性を確保しようとしているのかを紹介します。

食品衛生の試験検査に関係する作業について、全て文書化します。

分析機器、試薬および食品等試験品の管理方法や検査結果を得るための分析方法等を記した標準作業書とよばれる文書を作成します。

標準作業書を用いて分析し、正しい値が得られるのか、自らチェックします。

対象物質を含まない検体を分析し、分析途中で汚染がなく不検出という測定値が出ることを確認します。その検体に対象物質を加えて分析し、その量に見合った測定値が出ることを確認します。また、この点検を同時に複数回実施することによって、試験結果にばらつきがないことを確認します。この内部精度管理を定期的に行います。

他の測定機関の測定結果との比較を行います。

食品衛生検査施設が全国規模で参加し、同じ検体について同じ項目を分析する外部精度管理に参加します。その結果が、全国の状況と大きく離れている場合には、標準作業書の見直しや機器の点検を行うなど、分析過程を精査し改善します。

業務の実施状況を点検します。

分析部門と独立した信頼性確保部門を設置し、標準作業書等の文書どおりに分析業務が行われているか内部点検を行い、常に改善を進めます。

このような信頼性確保を行った上で試験検査を実施していますが、誤った測定値が出る可能性があることを常に念頭に置き、測定結果や分析過程を見直すことが大切と考えています。